

審議会の運営に関する事項について

令和3年2月

○村上市上下水道事業審議会条例

平成29年7月3日

条例第22号

(設置)

第1条 村上市の水道事業及び下水道事業の適正な運営を図るため、村上市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 水道事業及び下水道事業の経営に関する事項
- (2) 水道及び下水道の料金に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業及び下水道事業の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 関係諸団体に属する者
- (3) 水道の使用者及び下水道の受益者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、下水道課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

村上市上下水道事業審議会の進め方について

1 会議の公開等について

- (1) 会議は原則として公開するものとする。
- (2) 会議の録音及び写真撮影（ビデオ撮影を含む。以下同様。）については、市の広報または事務局の会議記録用を除いて禁止するものとする。
ただし、報道機関による報道用の録音、写真撮影については、会長の承認により許可するものとする。

2 会議時間について

原則として、1回の会議について概ね2時間を目安とする。

3 審議会の議事録等について

- (1) 議事録は、議事を記した記名の議事録を作成する。
- (2) 議事録は、会議に出席した委員の確認後、会長の承認を得る。
- (3) 議事録及び会議資料は、原則として公開するものとする。

4 答申について

答申は、委員個人の意見ではなく、審議会としての審議結果をまとめるものとする。

5 その他

上記以外に審議会の審議について必要な事項が生じた場合は、会長が会議に諮って定めることとする。

村上市上下水道事業審議会の傍聴に関すること

1 傍聴人の入場

傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付用紙に記入しなければならない。ただし、団体の場合においては代表者または、責任者がその団体の名称、自己の住所、氏名および傍聴者数を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (5) 会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

3 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと
- (4) 飲食または喫煙をしないこと
- (5) みだりに席を離れ不体裁な行為をしないこと
- (6) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードとすること
- (7) 会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと

4 写真撮影及び録音等の禁止

傍聴者は、写真撮影及び録音等（以下「撮影等」という。）をしてはならない。ただし、報道機関が行う撮影等については、会議を開始した時から議案の審議を開始するまでの間に限り、認めるものとする。

5 傍聴人への資料の配布

傍聴人には、会議資料を配布しないものとする。

6 係員の指示

傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

7 違反に対する措置

会長は、ここに定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人が従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができるものとする。